

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	鹿屋市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.e-kanoya.net/htmbox/jyouhou/dokujiriyou.html">http://www.e-kanoya.net/htmbox/jyouhou/dokujiriyou.html</a>

執行機関名 鹿屋市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	鹿屋市一般住宅条例(平成十八年鹿屋市条例第百六十五号)による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年鹿屋市条例第二十六号)別表第一の二の項 鹿屋市一般住宅条例(平成十八年鹿屋市条例第百六十五号)による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第一条	鹿屋市一般住宅条例第二条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって <u>国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>	第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (2) 一般向住宅 <u>地域に定住し就労する者等の生活安定及び地域の活性化を図るために設置した世帯向住宅及び単身向住宅である一般住宅をいう。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		鹿屋市一般住宅条例 鹿屋市一般住宅条例施行規則(平成十八年鹿屋市規則第百七十八号)